

埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法 の基準の案(環境省告示案)の概要

土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 53 条第 2 号の規定に基づき、環境大臣が定める埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準を、環境大臣告示により定めるもの。

埋立地管理区域における規則 53 条第 2 号に係る施行の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 土地の形質の変更の方法は、次のいずれかによること。

イ 地下水位を管理して施工する方法【別添 図-3.1 参照】

- 1) 土地の形質の変更を行う範囲の内側又は周縁の 1 以上の地点において、地下水を揚水し汚染の拡散を防止すること。
- 2) 土地の形質の変更の範囲の周縁に観測井を設け、工事期間中定期的に地下水位を観測し、土地の形質の変更の範囲の内側の地下水位が土地の形質の変更の範囲の外側の地下水位を超えないようにすること。
- 3) 土地の形質の変更の範囲の内側の地下水位が土地の形質の変更の範囲の外側の地下水位を超えた場合には、地下水の汚染の拡散を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 地下水質を監視して施工する方法【別添 図-3.2 参照】

- 1) 土地の形質の変更を行う範囲の周縁に観測井を設け、工事期間中 1 か月に 1 回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、土地の形質の変更を行う前に比べ地下水の汚染の状態を悪化させないこと。
- 2) 地下水の汚染の状態の悪化が認められる場合には、地下水の汚染の拡散を防止するために必要な措置を講ずること。

二 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届区域内における土地の形質の変更の届出を要しない施行方法の基準を定める件（平成 22 年 3 月環境省告示第 23 号の第 4））の施行方法によること。【別添 図-3.3 参照】